

長野県立大学 新型コロナウイルス感染対策方針について (Ver. 1)

(新年度一学期の開始にあたり)

- ※ 本方針の対象は学生及び教職員
- ※ 本方針は随時改訂する。

1 対処姿勢

- (1) 県内、長野市内の感染状況（①感染状況が拡大傾向にある地域，②感染状況が収束に向かい始めている地域並びに一定程度に収まってきている地域，③感染状況が確認されていない地域）を十分踏まえながら、国、県の情報に留意して対策を実施する。
- (2) 本学の対策本部会議は週二回定期的に開催し、急を要する場合はメール審議を含めて対応する。
- (3) 教職員及び学生に対して、迅速な情報提供に努める。
- (4) ホームページを活用して外部への情報提供に努め、本学の感染防止対策への理解を求める。

2 感染拡大防止の共通措置

3つの条件（密閉空間、密集場所、密接場面）が同時に重なる場を徹底的に避けるための対策が重要とされている。

- ① 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
教室、部屋等のこまめな換気を実施すること（可能であれば2方向の窓を同時に開けること）。
- ② 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮
- ③ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える
近距離での会話や発声等により、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットに準じて声を出す機会が多い場合はマスクを装着する。

3 学生生活での感染防止措置

(1) 生活一般

- 毎朝の検温及び健康状態の確認
⇒寮生を除く自宅、アパート等からの通学者は、「健康観察シート」に毎朝の検温結果及び風邪症状の有無を記録し、体調の確認を行う（登校時に持参し、求めがあれば提出）。 ※ 寮生の対応は「(2)寮生活」のとおり
- 発熱等の風邪の症状がみられる場合、自宅で休養する（学生サポートセンターに連絡）
⇒欠席の連絡や欠席届の提出があった学生の氏名等は、学生サポートセンターにて担当教員に情報提供し、担当教員は学生の不利益とならないよう適切な配慮をする。

- 感染の疑いがある場合や感染者との濃厚接触が疑われる場合は、保健所の指示に従い、授業には出席せず、自宅等で療養する（学生サポートセンターに連絡）。
⇒欠席の取扱いについては、上記「発熱等の風邪の症状がみられる場合」と同様
- 感染した場合は、直ちに学生サポートセンターに連絡する。
- ハンドソープでしっかりと泡立てて手を洗うことや咳エチケットを徹底する。
- 抵抗力・免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がける。

(2) 寮生活(一年生、RA)

- ユニット内の生活
 - 毎朝検温し（体温計は各自持参）、検温結果を一覧表に記録させる（管理人が確認し、学生サポートセンターに報告）。
⇒発熱等の風邪の症状の場合は、直ちに管理人に連絡し、予備室に隔離する。
 - 非接触型体温計を配置し、管理人がいつでも検温を行える体制を取る。
 - 消毒液を使用して共用部分（手を触れる箇所）の消毒を学生が定期的実施する。そのため、入寮時に消毒液の作り方や消毒箇所等を職員及び管理人がユニット毎に説明する。
 - ユニット内の共用スペースの利用は、必要最小限の時間、人数とする。（食事可能な限り居室でとる。）
 - 共用スペースを利用する場合には、定期的に換気を行うとともに、可能な限りマスクを着用する。
- 共用施設の利用制限
 - ラーニングハブ、ラウンジ：飲食や対面での長時間の使用を禁止
 - キッチンスタジオ：当面の使用を禁止
 - ミーティングルーム、レクチャーホール：当面の使用を禁止
- 朝食（ケータリング）
 - 個包装した食事を居室でとる（ラウンジは使用しない）
- 必要な物品の購入
 - 寮における感染防止のため、共用部分の消毒等で必要となる物品（ゴム手袋の代わりになるポリ袋、キッチンペーパー等）を早急に整備する。

4 三輪キャンパス内での感染防止

(1) 授業における感染防止

※ 以下すべて教室に掲示し、教職員・学生協同で行う。

- 自宅等で検温してこなかった学生は、学生サポートセンター又は健康管理室で検温してから授業に出席（非接触型体温計の配置）。
- 非接触型体温計による検温の結果、37.0度以上の場合には、再度、健康管理室で検温を行う。
- 授業中等、急に具合が悪くなった場合には、直ちに健康管理室に相談。
- 教員から学生に可能な限り間隔を開けての着席を指示・指導する。
- 授業は可能な限り講堂など大教室を使用する。

- 教員は学生の協力のもと、下記のとおり講義室の換気を行う。
 - ①授業中は換気スイッチを入にする
 - ②授業の中間（開始 50 分後）に換気タイムを設定し、窓・ドアを開け換気を行う
 - ③授業終了後に窓やドアを開け換気を行う（次の授業の教員が開始時に閉める）
- 各教室の換気チェックシート（開始 50 分及び授業終了後の 2 回）に教員がチェックをする。
- 共有の備品等には可能な限り触れない（マイクはスタンドに立てて使用する、等）ようにし、マイク使用後はウェットシートで清拭する。
- 教員から学生に授業後の休憩時間における手洗いの徹底を指示・指導する。
（特に、PC・CALL 教室等にて共有備品を使用した授業後）
- 教員から学生に可能な範囲でのマスク着用や、咳エチケットの徹底を指示・指導する。
- 教員から学生に目や鼻、口を極力触らないよう指示・指導する。

(2) 大学食堂の利用やキャンパス内での飲食

- 大学食堂の利用は、可能な限り短時間の利用とし、会話を控える。
- 対面での食事を可能な限り避け、イスの間隔をあける（学生食堂は、現状の 3 分の 2 までイスを減らす）。
- 当面の間、十分な食事場所を確保するため、大学食堂、ショールーム、ウッドデッキ、テラス、庭のほか、下記教室についても利用時間を限定（12～13 時）して、飲食の利用を可とする。

【飲食可とする教室】

ラーニングホール、ラーニングコモンズ、C11 講義室、F21 講義室、A31 講義室（講義室等では汁物は禁止、ウェットティッシュを用意し、使用後の清拭を指導、使用ルールを掲示）

- 大学食堂は定期的（10 時、11 時半、13 時、14 時半、16 時）に職員が 10 分程度、窓を開放して換気を行う。
- 大学食堂は当面の間、一般の方の利用を禁止する。

(3) 図書館利用

- 対面での着席を避け、会話をしない。
- 当面の間、一般の方の利用を禁止する。

(4) その他

- 食堂、清掃、生協等の業者における感染防止対策を確認し、必要な対策を要請する。
- 外部の業者との面会、打合せ等については、可能な限り電話やメールにて行い、それが不可の場合は、3つの条件（密閉空間、密集場所、密接場面）が重ならないように十分な対策を行ったうえで、短時間で行うものとする。
- 当面の間、三輪キャンパス及び後町キャンパスにおける施設の貸し出しは行わないこととする。

5 課外活動での感染防止

(1) サークル活動

- 地域の感染状況等も踏まえ、3つの条件（密閉空間、密集場所、密接場面）が重ならないよう、実施内容や方法を工夫すること。学生のみには任せるのではなく、サークル顧問が実施状況を把握する。
- 当面の間（4月中）、新入生の勧誘活動は中止とする。（チラシの掲示のみ）

(2) アルバイト

- 3つの条件（密閉空間、密集場所、密接場面）が重なるアルバイトは極力避ける。やむを得ない場合には、手洗い等の予防策を徹底する。
- 生協を通じたアルバイトについては、新型コロナウイルス感染症対策の内容を記載する欄をつくるように依頼する。

(3) 海外渡航

- 海外への渡航については、今後当面の間、原則、自粛や延期を検討する。
- 海外渡航が必要な場合には、必ず事前に報告する。
（報告先⇒教職員：学部長もしくは所属長及び総務・経営企画課、学生：学生サポートセンター）

6 教職員の服務

- 授業を行う教員及び事務局職員については、出勤した時に必ず学生サポートセンターに立ち寄り、非接触型体温計にて検温をし、記録をする。
- 発熱等の風邪症状により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には特別休暇等を取得。
- 発熱等の風邪の症状がみられる場合、自宅で休養させることを徹底し、万が一教職員本人が罹患した場合には就業禁止とする。
- 教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合は大学事務局へ連絡の上、特別休暇を取得。
- 事務局職員については、満員電車等を避けるため、時差出勤を推進する。